

佐賀県告示第314号

建築士法第15条の6第1項の規定による佐賀県指定試験機関の指定(平成25年佐賀県告示第136号)の一部を次のように改正し、平成26年8月18日から施行する。

平成26年8月15日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
1 佐賀県指定試験機関の名称及び住所 公益財団法人建築技術教育普及センター 東京都中央区京橋二丁目14番1号	1 佐賀県指定試験機関の名称及び住所 公益財団法人建築技術教育普及センター 東京都千代田区紀尾井町3番6号
2 二級建築士等試験事務を行おうとする事務所の所在地 東京都中央区京橋二丁目14番1号 福岡市博多区博多駅東二丁目9番1号	2 二級建築士等試験事務を行おうとする事務所の所在地 東京都千代田区紀尾井町3番6号 福岡市博多区博多駅東二丁目9番1号
3 略	3 略